

徳島県個人情報保護審査会答申第97号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年5月26日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇.〇.〇日、私と県が協議した伺い及び報告した書類（審査請求に伴う、職員の対応したソコウの悪い態度に対する含む。）監察課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年6月9日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、当該文書を作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年6月22日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年11月28日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、3の審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

事件当日の業務報告書が無いのは可笑しく、これら嫌がらせ行為と職員による犯罪（業務妨害・器物は損行為）を隠す行為は悪質であり、正に、「枉法行為」其のものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報とは、平成〇年〇月〇日、県庁ふれあいセンター（以下「センター」という。）内の公文書の公開窓口（以下「県庁総合窓口」という。）において、審査請求人に対応中の農林水産政策課の職員1名が退室する際にセンター出入口付近で大きな音がしたことから、この時の審査請求人と県との協議記録及び報告書類に記録された個人情報と推察される。

農林水産政策課の職員が審査請求人に対応している時、センター出入口付近で大きな音がしたため、監察課情報公開個人情報担当室長（以下「担当室長」という。）が事態の確認に行ったところ、居合わせた県民が騒いだことから、その場を収め、担当室長は農林水産政策課職員に副課長を呼ぶよう指示し、その後は、農林水産政策課の副課長が審査請求人に対応している。

センターの出入口付近で大きな音はしたが、器物の破損等はなく、特筆すべき事情はなかったことから監察課ふれあい交流室において、報告書の作成は行っておらず、取得もしていない。

なお、県庁総合窓口では、公文書公開請求等の受付、情報公開制度の案内や相談、関係する各課室所等への対応を依頼する事務などを行っているが、情報公開に関する県民からの相談や対応状況の全てについて、記録を作成することは合理的ではないことから、通常、対応に関する記録の作成はしておらず、本件においても、対応の記録は作成していない。

以上により、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項に基づき本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、県庁総合窓口において、農林水産政策課の職員が審査請求人に対応中、職員1名が退室時にセンター出入口付近で大きな音がしたことから、担当室長が事態を確認しているため、この時の審査請求人と県との協議記録及び報告書類に記録された個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、農林水産政策課職員が審査請求人に対応していた時、センター出入口付近で大きな音がしたため、担当室長が確認したが、器物の破損等はなく、特筆すべき事情はなかったことから、この時の報告書は作成も取得もしていないとのことである。

また、県庁総合窓口では、情報公開に関する県民からの相談や対応状況の全てについて、通常、対応に関する記録の作成はしておらず、本件においても、対応の記録は作成していないとのことである。

- イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。
- ウ 審査請求人は、事件当日の業務報告書がないのはおかしいと主張するが、センター出入口付近で大きな音はしたが、器物の破損等もなく、また、審査請求人への対応も農林水産政策課の職員が行っていたことからすると、協議記録や報告書を作成していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。
- エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年11月28日	諮問
令和元年 9月 9日	審議（第114回審査会）
10月23日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第115回審査会）
11月22日	審議（第116回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 （五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長